



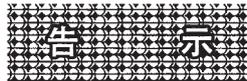
長野県報

8月22日(金)
平成15年
(2003年)
号外

目次

告示

長野県議会議員一般選挙における投票の効力に関する異議の申出に対する決定(選挙管理委員会)…………… 1



選告示第35号

平成15年4月13日執行の長野県議会議員一般選挙における投票の効力に関する異議の申出に対して、当委員会は、次のとおり決定しました。

平成15年8月22日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

決定書

長野県上伊那郡辰野町大字小野筑359番地1
異議申出人 原 東 吉(年齢65歳)

長野県上伊那郡辰野町大字小野182番地
異議申出人 田 中 武(年齢58歳)

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2679番地4
異議申出人 宮 原 大 助(年齢72歳)

長野県上伊那郡辰野町大字樋口1408番地1
異議申出人 田 原 武 志(年齢53歳)

長野県上伊那郡中川村葛島1475番地2
異議申出人 片 桐 治 夫(年齢71歳)

長野県上伊那郡南箕輪村471番地4
異議申出人 征 矢 元 幸(年齢59歳)

上記異議申出人から平成15年4月22日付けで提起された平成15年4月13日執行の長野県議会議員一般選挙上伊那郡選挙区における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人(以下「申出人」という。)は、平成15年4月13日執行の長野県議会議員一般選挙上伊那郡選挙区(以下「本件選挙」という。)における当選人小原勇氏の当選を無効とするとの決定を求めるといふものである。

その理由とするところは、次のとおりである。

- 1 有権者の投票の中で、無効票とされた中に垣内基良候補へ意思表示された票があると思われる。
- 2 当選人小原勇氏への集計有効得票数の中に、他の4名の候補者名記載の票が紛れ込んでいる可能性が極めて大であると思われる。
- 3 小原勇氏の有効得票数の中に、無効と思われる票があると思われる。
- 4 4月13日の開票作業において、極めて迅速且つ短時間の開票作業にあたって、人の事務的判断作業において、その内容が完璧であるとは断言できない。

決 定 の 理 由

本件選挙は、定数3であるところに、候補者小林伸陽、候補者小原勇、候補者垣内基良、候補者赤羽公彦、候補者清水洋(届出順)の5名が立候補し、平成15年4月13日に投・開票が行われた。

その結果、平成15年4月15日の選挙会において、得票順に、当選人を清水洋、小林伸陽、小原勇の3名と決定し、次点者は垣内基良であった。

なお、候補者小原勇は、戸籍の氏のひらがな読みにより、通称を「おばら勇」と届け出ていたものである。

この結果に対する本件申出は、記載事項の相違及び趣旨が不明確等の不備があり、不適法であったので、申出人に対し補正を命じたところ平成15年5月19日に補正書が提出され、不適法な箇所は補正されたため、当委員会は、平成15年5月23日の定例委員会において本件申出を受理した。

本件申出に際しては、本件選挙における最下位当選人と次点者との得票数の差が1票であることから、当委員会は、本件申出理由に係る事実を確認し、慎重に審理を進めるため、本件選挙の選挙区を構成する8開票区の開票管理者、開票立会人、開票事務従事者のうち効力判定の責任者及び選挙区内8町村の選挙管理委員会書記長に対する証人尋問を行った。

この証人尋問による証言と申出人の主張を比較したところ、選挙区内8町村のうち高遠町及び宮田村においては、証言内容を投票の開披点検によって確認する必要が認められたため、当委員会は、職権により、この2町村の選挙管理委員会が保管する本件選挙における有効投票及び無効投票のすべての投票用紙の提出を求め、関係町村選挙管理委員会の立会い並びに申出人及び利害関係人である候補者小原勇の関係者の立会いのもとに、その梱包及び封印に異常のないことを確認したうえで、開披点検を行った。

この開披点検により、2町村の効力判定と当委員会の効力判定において若干相違する投票が認められたため、得票数が1票差である本件申出の状況を鑑み、本件選挙に係る、残る6開票区である辰野町選挙管理委員会、箕輪町選挙管理委員会、飯島町選挙管理委員会、南箕輪村選挙管理委員会、中川村選挙管理委員会及び長谷村選挙管理委員会においても、その保管する本件選挙における有効投票及び無効投票のすべての投票用紙の提出を求め、関係町村選挙管理委員会の立会い並びに申出人及び利害関係人である候補者小原勇の関係者の立会いのもと、その梱包及び封印に異常のないことを確認したうえで、開披点検を行った。

以上のとおり、8開票区すべての開披点検を行った結果、当委員会は、まず、各票束の表に付された投票効力決定表に記載の票数と添付されている票は、8開票区すべてにおいて正確に計算されており、いずれも開票録記載の票数と一致していることを確認した。

この際、当委員会において確認の必要を認め、複写した投票は、別表1のとおり8開票区の合計で256票あり、そのうち、特に効力判定を慎重に行う必要があると認定した投票は、別記1から別記52までの52票であった。

また、複写した投票の残る204票については、有効投票178票、無効投票26票であり、当委員会において効力判定を行った結果、いずれも町村選挙管理委員会の判定と相違ないもので、その分類は別表2のとおりである。

次に、申出の理由1に基づき点検したところ、すべての開票区における無効投票と決定された投票の中に、有効投票と判定すべき別記1及び別記2の2票が存在することを確認した。

続いて、申出の理由2については、すべての開票区における候補者小原勇の有効投票と決定された投票の中に、他の4名の候補者名記載の票の紛れ込みの事実はなく、申出人の主張は確認できなかった。

さらに、申出の理由3については、すべての開票区における候補者小原勇の有効投票と決定された投票の中に、無効投票と判定すべき別記3の1票が存在することを確認した。

なお、申出の中に具体の主張はないものの、当委員会が、特に効力判定を慎重に行う必要があると認定した52票の投票のうち、上記の3票を除く別記4から別記25までの22票は候補者小原勇の有効投票の中から、別記26から別記47までの22票は候補者垣内基良の有効投票の中から、また、別記48から別記52までの5票は無効投票の中から、それぞれ抽出したものである。

この49票のうち、候補者垣内基良の有効投票の中に、無効投票と判定すべきものが3票、無効投票と決定された投票の中に、候補者小原勇の有効投票と判定すべきものが1票、それぞれ存在することを確認した。

上記を踏まえ、以下、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の理念に照らして、特に効力判定を慎重に行う必要があると認定した52票の投票の効力について、当委員会として次のとおり判定する。

1 別記1、別記2、別記4から別記44まで及び別記48の投票について

『ある投票が公職の候補者のうちある特定の者の氏名を記載したものと認められるかどうかは、投票にあらわされた選挙人の意思解釈の問題であって、現在の秘密投票制の下では、投票そのもの、すなわち投票に記載された文字の字形、筆勢、意味などと当該選挙当時の諸般の事情などに基づき合理的に推論すべきものであるが、その推論に当たっては、たとえば投票の記載が人の氏名を指すとは到底いえない場合、人の氏名であっても候補者でない特定の者を記載したと明らかに認められる場合、あるいは候補者のうち何人をも記載する意思がないと特に認められる場合、その他これらの程度には至らないが投票の記載に類似した氏または名をもつ複数の候補者の有無や誤記もしくは誤認などの可能性の点など併せ考慮しても結局候補者の何人を指すか全く判断しがたい場合など特別な事情のある場合は別であるが、このような場合にあたるとはいえない以上は、原則としてこれら誤記、誤認などの認められる範囲で全体としてこれにもっとも近似した氏名をもつ候補者に向けられた投票と認むべきである。けだし候補者制度をとる単記投票主義の選挙では選挙人は候補者のうち何人か一名に投票する意思でしているのが通常で、特別の場合を除きこのような推定をもつてのぞむことが客観的かつ合理的な判断といふべきであるからである（高松高裁昭和34年（ナ）第4、6号・同35年3月24日判決参照）。』

このような観点から判断すると、別記1、別記2、別記4から別記44まで及び別記48の44票は、以下に述べる各理由により、いずれも有効投票と解するのが相当である。

(1) 別記1の投票

別記1の投票は、「きうちともよし」と読み取ることができるが、ひらがなで記載されており、候補者垣内基良の氏名を書こうとして、「か」を脱字し、名を「ともよし」と誤記したものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(2) 別記2の投票

別記2の投票は、文字が稚拙であるものの、一文字目、二文字目とも漢字を記載しようとしたものと考えられ、かつ、全体として

「垣内」と書こうと指向しているものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(3) 別記4の投票

別記4の投票は、文字が稚拙であるものの、下の三文字はひらがなの「いさむ」と読み取ることができ、全体として見ると候補者小原勇の氏名を書こうと指向しながら、上手く書ききれなかったものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記のうち、氏名記載の左下に見受けられる横向きの直線及び点線は、枚数計算機を用いた点検の際に投票用紙に付着した汚損であり、他事記載に該当するものではない。

(4) 別記5の投票

別記5の投票は、ひらがなで「おぼう」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者小原勇のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、候補者小原勇の氏を書こうとして誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(5) 別記6の投票

別記6の投票は、一旦何らかの記載をしたものを抹消しきらずに、その上にひらがなで「こばやいさむ」と明確に書かれたものと読み取ることができるが、氏の「こばや」は、候補者小林伸陽の氏と候補者小原勇の氏のいずれにも、ひらがな読みの音感に類似した部分が認められるものの、名の部分は、候補者小原勇の名の「いさむ」をひらがなで記載したものであることから、候補者小原勇の氏を書こうとして「こばや」と誤記したものと認め、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(6) 別記7の投票

別記7の投票は、一見すると手ぶれの激しい文字のようであり、この記載が意図的に秘密投票の原則を侵すものであるとの判断はできず、文字自体は「おばら勇」と記載されたものと読み取ることができることから、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記のうち、氏の「ら」と読める文字の左横に見受けられる横向きの直線は、枚数計算機を用いた点検の際に投票用紙に付着した汚損であり、他事記載に該当するものではない。

(7) 別記8の投票

別記8の投票は、ひらがなで「おばらおさむ」と書かれたものと読み取ることができることから、候補者小原勇の名を書こうとして「おさむ」と誤記したものと認め、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記のうち、氏の「ば」の文字にかかる横向きの直線は、枚数計算機を用いた点検の際に投票用紙に付着した汚損であり、他事記載に該当するものではない。

(8) 別記9の投票

別記9の投票は、氏はひらがな、名は漢字で「はばら勇」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者小原勇のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、候補者小原勇の氏を書こうとして「はばら」と誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(9) 別記10の投票

別記10の投票は、漢字の「小」と一旦書いたものを二本線をもって抹消し、あらためてひらがなで「おばら」と書こうとしながらも、「お」が上手く書ききれなかったものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(10) 別記11の投票

別記11の投票は、漢字の「小林」と書いたものを鉛筆の芯の出ている反対側で擦ったうえ、消しゴムと思しきもので抹消した上から、ひらがなと漢字で「おばら勇」と記載したもので、候補者小原勇の氏名を記載し直したものと認め、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(11) 別記12の投票

別記12の投票は、氏はひらがな、名は漢字で「おばや勇」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者小原勇のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、候補者小原勇の氏を書こうとして「おばや」と誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

なお、別記のうち、名の「勇」の文字の左横に見受けられる横向きの線は、枚数計算機を用いた点検の際に投票用紙に付着した汚損であり、他事記載に該当するものではない。

(12) 別記13の投票

別記13の投票は、横書きのひらがなで一文字目は「お」、二文字目は「は」、三文字目は、見方によっては「ら」と書かれたもののように読み取ることができるが、候補者小原勇のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、候補者小原勇の氏を書こうとして誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(13) 別記14の投票

別記14の投票は、記載の文字のみを見ると、ひらがなで「おばらいおさむ」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者小原勇の氏名を書こうとしてひらがなで「おばらいさ」まで記載したところ、名はおさむであると勘違いして「さ」の文字を抹消のうえ、あらためて「おさむ」と記載し、「い」の文字は抹消し忘れたものと考えられ、意をもって他事を記載したというよりは、候補者小原勇の氏名を書こうとして誤記したものと認め、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(14) 別記15から別記17までの投票

別記15から別記17までの投票は、いずれも氏が漢字で「大原」と書かれたものと読み取れ、名は漢字の「勇」あるいはかなの「いさ

む」と読み取ることができるものである。

当該票を確認した飯島町には大原勇という氏名の者は実在しないこと、また同町に隣接する中川村には、同村内において著名とされる同姓同名の大原勇という者が実在するものの、飯島町内においてまで広く氏名が知れ渡っているとの事実は確認できなかったことから、当該3票は候補者小原勇の氏名を書こうとして「大原」と誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(15) 別記18の投票

別記18の投票は、氏がひらがなで「おおばら」と書かれたものと読み取れ、名は漢字の「勇」と読み取れるものである。

当該票も、(14)同様、飯島町において確認したものであるが、候補者小原勇の氏は「おばら」であり、その音感から、候補者小原勇の氏を書こうとして「おおばら」と誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(16) 別記19の投票

別記19の投票は、氏がひらがなで「おおばら」と書かれたものと読み取れ、名はひらがなの「いさむ」と読み取れるものである。

当該票は、大原勇という者が実在する中川村において確認したものであるが、同村に実在する大原勇という者は、氏をおおはらと読み、ひらがなの「おおばら」とは語感が異なること、また、候補者小原勇の氏は「おばら」であり、その音感から、候補者小原勇の氏名を書こうとして「おおばら」と誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(17) 別記20の投票

別記20の投票は、文字が稚拙であるものの、候補者小原勇の氏をひらがなで書こうと指向したものと認められ、また、名は漢字の勇と読み取ることができることから、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(18) 別記21の投票

別記21の投票は、氏がひらがなの「おげら」とも読めるものの、候補者小原勇の氏をかなで書こうと指向したものと認められ、また、名も漢字の「勇」と書こうと指向したものと認められることから、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(19) 別記22の投票

別記22の投票は、ひらがなで、見方によっては「おぼうさん」と書かれたもののように読み取ることができるが、候補者小原勇のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、候補者小原勇の氏を書こうとして誤記し、敬称の「さん」を記入したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(20) 別記23の投票

別記23の投票は、ひらがなで、見方によっては「おぼう」と書かれたもののように読み取ることができるが、候補者小原勇のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はなく、候補者小原勇の氏を書こうとして誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(21) 別記24の投票

別記24の投票は、文字が極めて稚拙であるものの、一文字目から三文字目までは、ひらがなで「おばら」と書こうと指向しているものと考えられ、また、四文字目は、文字全体の様子から推測して、他事記載と判断するよりは、「勇」と書こうとしながら上手く書ききれなかったものと認め、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(22) 別記25の投票

別記25の投票は、氏は漢字の「小原」と読み取ることができ、名の一文字目は、ひらがなの「い」とも読み取れ、勇の読みを「いさみ」と勘違いし、「いさみ」と書こうとして「いとみ」と誤記したものと認められ、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

(23) 別記26の投票

別記26の投票は、稚拙な文字であるものの、主にカタカナで書かれたものと読み取ることができ、全体の様子から見て、垣内基良の氏名を書こうと指向しているものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(24) 別記27の投票

別記27の投票は、漢字で「垣内其陽」と書かれたものと読み取ることができるが、名の「其」は、垣内基良の「基」と書こうとして誤記したものと認められ、また、「陽」の文字は、垣内基良の「良」と音感が類似することによる誤記と考え、全体の様子から見て、候補者小林伸陽との混記と見るよりは、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(25) 別記28の投票

別記28の投票は、文字が稚拙であるものの、一文字目は漢字の「垣」と読み取ることができ、全体の様子から見て、候補者垣内基良の氏名を書こうと指向したものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(26) 別記29の投票

別記29の投票は、漢字で「垣内良男」と書かれたものと読み取ることができ、当該票を確認した辰野町には、同姓同名の垣内良男という者は実在せず、全体の様子から見て、「良男」と垣内基良の「基良」には類似性が認められ、漢字4文字中3文字が合致することからも、候補者垣内基良の氏名を書こうとして「良男」と誤記したものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(27) 別記30の投票

別記30の投票は、見方によっては、漢字とひらがなで「塩内もし」と書かれたもののようにも読み取ることができるが、候補者垣内基良のほかにこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、全体の様子から見て、候補者垣内基良の氏名を書こうと指向したものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(28) 別記31の投票

別記31の投票は、漢字で「塩内」と書かれたもののように読み取ることができるが、候補者垣内基良のほかこの記載に類似する氏の候補者はなく、全体の様子から見て、候補者垣内基良の氏を書こうと指向したものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(29) 別記32の投票

別記32の投票は、ひらがなで「かいういもとよし」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者垣内基良のほかこの記載に類似する氏名の候補者はなく、ひらがな8文字中6文字は合致することから、候補者垣内基良の氏名を書こうとして誤記したものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(30) 別記33の投票

別記33の投票は、漢字で「垣内其康」と書かれたものと読み取ることができるが、名は、候補者垣内基良の「基良」と書こうとして「其康」と誤記したものと認められ、全体の様子から見て、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(31) 別記34の投票

別記34の投票は、漢字とひらがなで「垣内もとふし」と書かれたものと読み取ることができるが、垣内基良の名を書こうとして「もとふし」と誤記したものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(32) 別記35の投票

別記35の投票は、一見すると手ぶれの激しい文字のようであり、この記載が意図的に秘密投票の原則を侵すものであるとの判断はできず、文字自体は「垣内基良」と記載されたものと読み取ることができることから、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(33) 別記36の投票

別記36の投票は、氏が漢字で「垣内」と読み取ることができ、名は明瞭な記載ではないものの、有意の他事記載と見るよりは、全体の様子から見て、候補者垣内基良の氏名を書こうと指向したものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(34) 別記37の投票

別記37の投票は、ひらがなで「ほりうち。もとよし」と読み取ることができ、垣内基良の氏を書こうとして、漢字の「垣」の字形から「堀」と勘違いして「ほりうち」と誤記したものと認められ、「ほりうち」に続く丸は、有意の他事記載と見るよりは、氏と名の区分のための句点と認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(35) 別記38の投票

別記38の投票は、漢字で「垣内基内基良」と書かれたものと読み取ることができるが、名を「基内」と記載して誤りに気づき、それを鉛筆で明確に抹消しきらずに、続けて「基良」と記載したもので、同一人についての重複記載であり、有意のものとも認められないことから、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(36) 別記39の投票

別記39の投票は、ひらがなで「いながきもとよし」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者垣内基良のほかこの記載に類似する氏名の候補者はないことから、候補者垣内基良の氏名を書こうとして誤記したものと認められ、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(37) 別記40の投票

別記40の投票は、文字が稚拙であるものの、一文字目は漢字の「垣」、二文字目は漢字の「内」、三・四文字目はひらがなの「もと」と読み取ることができ、それ以下の文字は明瞭な記載ではないものの、この記載を有意の他事記載と見るよりは、全体の様子から見て、候補者垣内基良の氏名を書こうと指向したものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(38) 別記41の投票

別記41の投票は、ひらがなで「かきうみ」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者垣内基良のほかこの記載に類似する氏の候補者はなく、ひらがな4文字中3文字は合致することから、候補者垣内基良の氏を書こうとして誤記したものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(39) 別記42の投票

別記42の投票は、二文字目は漢字の「内」と読み取ることができ、一文字目は明瞭な記載ではないものの、漢字の「垣」と書こうとして誤記したものと考えられ、全体の様子から見て、候補者垣内基良の氏を書こうと指向したものと認め、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(40) 別記43及び別記44の投票

別記43及び別記44の投票は、いずれも漢字で「垣外基良」と書かれたものと読み取ることができるものである。
当該票を確認した長谷村においては、氏が同一の世帯が多いことから、複数の地域で互いに屋号で呼び合う慣習があり、その屋号の中に「上垣外」「中垣外」「下垣外」「外垣外」「上の上垣外」などと記載するものが存在する。

日頃、屋号の「…垣外」の表現を用いることが多い場合には、「垣」の文字からの連想で垣内基良と書こうとして「垣外」と誤記することが想定できることから、有意の「垣外」と記載した投票と見るよりは、候補者垣内基良の有効投票と解するのが相当である。

(41) 別記48の投票

別記48の投票は、文字が稚拙であるものの、ひらがなで「おげらいさむ」と書かれたもののように読み取ることができるが、全体の

様子から見て、候補者小原勇の氏名を書こうと指向したものと認め、候補者小原勇の有効投票と解するのが相当である。

2 別記3及び別記49から別記51までの投票について

『法第68条第2号(現行第68条第1項第2号)の前段にいう「公職の候補者でない者の氏名を記載したもの」とは、候補者でない者の氏名を記載したと積極的に認定しうる場合をいう。どのようなものがこれにあたるかは一概にいえませんが、投票の記載が人の氏名だけを記載したもので、しかもそれが候補者氏名の誤記または誤記の可能性の範囲内にあるという場合などでは、その可能性の割合によって異なってくるが、一般的にいて、それが選挙人のうちのかなり著名な人物と一致するか極めて近似するなど特に「選挙人は候補者のうち何人か一名に投票する意思を有していたもの」とする一般的な推定を覆すに足る強い事情があることを必要とするというべきである(前掲高松高裁昭和35年3月24日判決参照)。』

このような観点から判断すると、別記3及び別記49から別記51までの4票は、以下に述べる各理由により、いずれも公職の候補者でない者の氏名を記載した無効投票と解すべきである。

(1) 別記3の投票

別記3の投票は、漢字で「小原子太郎」と書かれたものと読み取ることができるが、候補者小原勇の父が漢字の記載違いの小原小太郎で、名の読みは「こたろう」と同様であり、故人ではあるものの、当該票を確認した宮田村においては過去、村議会議員を務めるなど著名な者とされている。

したがって、「子太郎」と読める記載は、候補者小原勇の名との類似性は認められないうえ、同村において過去に公職を務めた著名な者の名に近似することから、候補者小原勇の有効投票と解することはできず、無効投票と解するのが相当である。

(2) 別記49の投票

別記49の投票は、漢字で「垣内邦敏」と明確に記載されており、この垣内邦敏という氏名の者は当該票を確認した辰野町に実在する、辰野町議会議員を二期務め、議長職を経験した、候補者垣内基良の父である。

したがって、「邦敏」の記載は、候補者垣内基良の名との類似性も認められないうえ、同町において実在する著名な者の名であることから、候補者垣内基良の氏名を記載したものと認められず、公職の候補者でない者の氏名を記載した無効投票と解するのが相当である。

(3) 別記50及び別記51の投票

別記50及び別記51の投票は、それぞれ漢字で「大原勇」と明確に記載されており、この大原勇という氏名の者は当該票を確認した中川村に実在する。

この大原勇という者は、中川村の大草地区に所在する米澤酒造に勤務し、過去40年余にわたり専ら販売を手掛けられた者で、公職歴はないものの、当該地区においてはかなり著名な者であるとされている。

したがって、「大原勇」の記載は、氏に関しては、候補者小原勇の氏との音感に類似性があり、名は、候補者小原勇の名と同じく「勇」と記載されているものの、同村における特殊事情として、全域とはいえないまでも著名な実在する者の氏名であることから、候補者小原勇の氏名を誤って記載したものと見るよりは、公職の候補者でない者の氏名を記載した無効投票と解するのが相当である。

3 別記45の投票について

『法がその第68条第1項第5号(現行第68条第1項第6号)において、公職の候補者の氏名の外他事を記載した投票は無効とする、但し職業身分、住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでないとした所以は、投票にいわゆる他事の記載があることによって、それが何人の投票であるかが推知せられることになって、法の採用する無記名投票の精神を破壊し、ひいてその企図する選挙の自由公正を害するに至るべきことを慮ったのにあるものと解すべきである。従って法の真のねらいは、選挙人において投票の記載をなすに当たり、意識的になんらかの含みをもって目印をしたものと認められるような投票を無効とすることにあるので、もしかかる意識的な記入と認められるものが存する場合は、これを他事を記載したものと見て無効とすべきはもちろんであるが、これに反し無意識的になされたものと認めべき書損、汚染または句読点のごとく、該記載が故意の符号その他の記入と認められない限り、みだりにこれを無効とすべきではないといわなければならない(福岡高裁昭和29年(ナ)第2号・同29年12月16日判決参照)。』

このような観点から判断すると、別記45の投票は、漢字で「垣内基良」と明確に記載されているものの、候補者氏名欄の右側、注意の漢数字の一を囲むような円が記載されており、これは職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものと認められず、また、候補者氏名を記入するに当たって不注意により記載されたものとも認められないため、有意の他事記載と判断し、公職の候補者の氏名のほか、他事を記載した無効投票と解すべきである。

4 別記46、別記47及び別記52の投票について

通称又は俗称の記載に関しては、『法第46条第1項によれば、選挙人は投票用紙に候補者の氏名を記載しなければならないが、その氏名は通称又は俗称を記載しても、その投票は有効と解すべきである(東京高裁昭和36年(ナ)第1号・同37年1月20日判決参照)』が、問題は通称であるか否かということの判断にあり、通称使用認定書の交付を受けていない場合、その呼称が当該開票区内において広く慣習的に使用されている状態にあることを要するものと解されている。

また、『法第68条第7号(現行第68条第1項第8号)にいう「公職の候補者の何人を記載したか確認しがたいもの」とは、公職の候補者の何人を記載したのか全く判断しがたい場合をいう。どのようなものがこれにあたるかは一概にいえませんが、その判定をするにあたって、「選挙人は候補者のうち何人か一名に投票する意思を有しているもの」であることが通常であることを顧慮すべきである(前掲高松高裁昭和35年3月24日判決参照)。』

このような観点から判断すると、別記46、別記47及び別記52の3票は、以下に述べる各理由により、いずれも公職の候補者の何人を記

載したかを確認し難いものとして無効投票と解すべきである。

(1) 別記46の投票

別記46の投票は、ひらがなで明確に「もっちゃん」と読み取れるものであるが、当該票を確認した辰野町においては、候補者垣内基良を指して、同候補者の同世代より下の住民の一部では、親しみを込めて「もっちゃん」と呼ぶ者もいるとされている。

しかしながら、当該開票区において、この記載の票は1票しか認められず、候補者垣内基良に関し、戸籍上の氏名に代わり、その呼称が同町内において広く慣習的に使用されている状態を客観的に証明するような文書あるいは活字の記録といった類も確認できなかったこと、また、過去、候補者垣内基良が立候補した他の選挙において、同様の記載の投票を有効と判定した事実が確認できなかったことから、「もっちゃん」を氏名に代わる呼称と認め、候補者垣内基良の有効投票と解することはできない。

また、選挙人が候補者のうち何人か一名に投票する意思を有していることが通常であるとしても、候補者垣内基良の氏名中、一致するのは「も」の一字であり、仮に「っちゃん」が他事ではない敬称であったとしても、「も」一字で候補者垣内基良と特定することはできない。

したがって、以上の理由から公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効投票と解するのが相当である。

(2) 別記47の投票

別記47の投票は、ひらがなで「かきうちもとよし」と記載されたものが、消しゴムと思いきもので消去されたもので、色素の付着する部分のみの判読は難しく、筆圧による消去後の痕跡を頼って読み取ることができるものである。

選挙人に、一貫して候補者垣内基良の氏名を書く意思があるとすれば、一度記載した氏名を消去する必要はなく、また、消去した意思を翻したならば、再度、候補者氏名を記載するのが通常一般の意思表示の方法であると考えられ、当該記載を候補者垣内基良の有効投票と解することはできず、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効投票と解するのが相当である。

(3) 別記52の投票

別記52の投票は、一文字目から三文字目までを通じて、ひらがなで候補者氏名を記載しようとしているものと認められるものの、当該記載が「おばら」との指向か、「あかはね」との指向かが判然としないものであり、候補者を特定することができないことから、公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いものとして無効投票と解するのが相当である。

5 以上の結果、別表3のとおり、当選人小原勇の得票数は、選挙会の決定における得票数10,427票から無効投票とした1票を減じ、無効投票から有効投票とした1票を加えた10,427票となる。

一方、次点者垣内基良の得票数は、選挙会の決定における得票数10,426票から無効投票とした3票を減じ、無効投票から有効投票とした2票を加えた10,425票となる。

したがって、当選人小原勇の得票数は、次点者垣内基良の得票数を2票上回ることとなり、本件選挙における小原勇の当選の効力には影響を及ぼさない。

よって、申出人の主張には理由はなく、当委員会は主文のとおり決定する。

平成15年8月18日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表1

抽出区分 開票区	候補者小原勇の 有効投票から 抽出した投票	候補者垣内基良 の有効投票から 抽出した投票	無効投票から 抽出した投票	計
高遠町	4	25	9	38
辰野町	3	42	5	50
箕輪町	5	8	3	16
飯島町	26	12	4	42
南箕輪村	7	9	2	18
中川村	4	4	4	12
長谷村	7	11	1	19
宮田村	47	9	5	61
計	103	120	33	256

別表2

投票区分	分類内容	票数
有効投票	許容範囲内の誤記、脱字のもの	98
	やや不明瞭な記載があるものの候補者氏名を特定できたもの	19
	同一氏名の重複記載のもの	3
	氏名にふりがなを付したもの	3
	一方の候補者を抹消し他の候補者を記載したもの	4
	氏名の記載を訂正したもの	30
	両面に同一氏名を記載したもの	15
	氏名のほか敬称を記載したもの	3
	氏名のほか句読点を記載したもの	3
無効投票	公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	21
	単に雑事を記載したもの	5

別表3

候補者氏名	選挙会 決定得票数	当委員会の決定得票数			
		加減される得票数			加減後の 合計得票数
		有効投票か ら無効投票 になったも の	無効投票か ら有効投票 になったも の	混入票	
小原 勇	10,427	△ 1	+ 1	0	10,427
垣内 基良	10,426	△ 3	+ 2	0	10,425

別記

番号	1	2	3	4
開票区	高遠町	辰野町	宮田村	辰野町
投票	きこうちともし	候補者氏名 橋本	候補者氏名 小原 子太郎	候補者氏名 長瀬 ひとむね
		開票管理者決定	無効	無効
県委員会決定	有効	有効	無効	有効

番号	5	6	7	8
開票区	飯島町	飯島町	飯島町	飯島町
投票	候補者氏名 おほし	候補者氏名 こば だいしん	候補者氏名 あはら けんたろう	候補者氏名 あはら けんたろう
	開票管理者決定	有効	有効	有効
県委員会決定	有効	有効	有効	有効

番号	9	10	11	12
開票区	飯島町	飯島町	飯島町	飯島町
投票	<p>はばり 勇</p>	<p>候補者氏名</p> <p>中坊 勇</p>	<p>候補者氏名</p> <p>中坊 勇</p>	<p>候補者氏名</p> <p>おばり 勇</p>
		<p>開票管理者決定</p> <p>有効</p>	<p>有効</p>	<p>有効</p>
<p>県委員会決定</p> <p>有効</p>	<p>有効</p>	<p>有効</p>	<p>有効</p>	

番号	13	14	15	16
開票区	飯島町	飯島町	飯島町	飯島町
投票	<p>おばり 勇</p>	<p>候補者氏名</p> <p>おばり 勇</p>	<p>候補者氏名</p> <p>大 勇</p>	<p>候補者氏名</p> <p>大 勇</p>
		<p>開票管理者決定</p> <p>有効</p>	<p>有効</p>	<p>有効</p>
<p>県委員会決定</p> <p>有効</p>	<p>有効</p>	<p>有効</p>	<p>有効</p>	

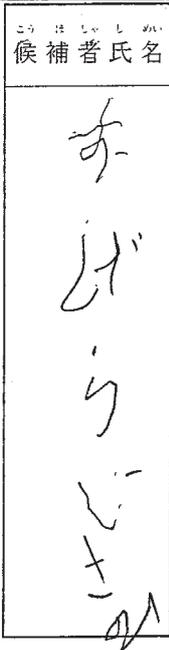
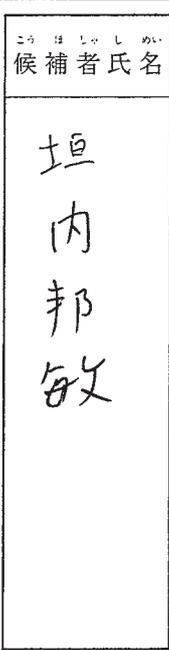
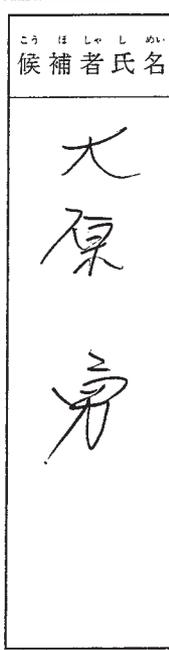
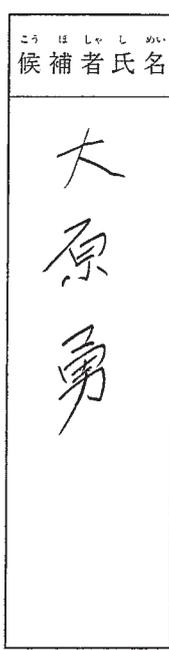
番 号	17	18	19	20
開票区	飯島町	飯島町	中川村	長谷村
投 票	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 大原 三男	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 おおばら 三男	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 おおばら 三男	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 おおばら 三男
	開票管理者決定	有 効	有 効	有 効
県委員会決定	有 効	有 効	有 効	有 効
番 号	21	22	23	24
開票区	宮田村	宮田村	宮田村	宮田村
投 票	おがら 三男	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 おがら 三男 <small>候補者氏名</small> <small>こうほしやしめい</small>	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 おがら 三男	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 おがら 三男
	開票管理者決定	有 効	有 効	有 効
県委員会決定	有 効	有 効	有 効	有 効

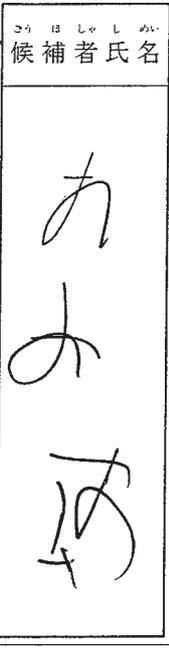
番 号	25	26	27	28
開票区	宮田村	高遠町	高遠町	辰野町
投 票	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 小原ひとみ	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 刀五ノモト 刀五ノモト 刀五ノモト 刀五ノモト	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 垣内其陽	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 垣内其陽
	開票管理者決定	有 効	有 効	有 効
県委員会決定	有 効	有 効	有 効	有 効
番 号	29	30	31	32
開票区	辰野町	辰野町	辰野町	辰野町
投 票	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 垣内良男	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 塩内モトシ	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 塩内	<small>ごうほししめい</small> 候補者氏名 かいうい もとよし
	開票管理者決定	有 効	有 効	有 効
県委員会決定	有 効	有 効	有 効	有 効

番号	33	34	35	36
開票区	辰野町	辰野町	辰野町	箕輪町
投票	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣内 其 康	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣内 其 康	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣内 其 康	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣内 其 康
	開票管理者決定	有 効	有 効	有 効
県委員会決定	有 効	有 効	有 効	有 効
番号	37	38	39	40
開票区	箕輪町	飯島町	飯島町	飯島町
投票	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 はりうち もとよし	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 飯島 其 康 長野県議会議員一般選挙	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 いながき もとよし	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣内 其 康
	開票管理者決定	有 効	有 効	有 効
県委員会決定	有 効	有 効	有 効	有 効

番 号	4 1	4 2	4 3	4 4
開票区	南箕輪村	南箕輪村	長谷村	長谷村
投 票	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 かきこみ	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 埴内	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣外基良	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 垣外基良
	開票管理 者決定	有 効	有 効	有 効
県委員 会決定	有 効	有 効	有 効	有 効

番 号	4 5		4 6	4 7
開票区	辰野町		辰野町	飯島町
投 票	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 埴内基良	長野県議会議員一般選挙 〇 注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 もっちゃん	<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 かきこみ
	開票管理 者決定	有 効	有 効	有 効
県委員 会決定	無 効	無 効	無 効	無 効

番 号	48	49	50	51
開票区	高遠町	辰野町	中川村	中川村
投 票	<small>こうほししめい</small> 候補者氏名 	<small>こうほししめい</small> 候補者氏名 	<small>こうほししめい</small> 候補者氏名 	<small>こうほししめい</small> 候補者氏名 
	開票管理 者決定	無効	無効	無効
県委員会 決定	有効	無効	無効	無効

番 号	52
開票区	宮田村
投 票	<small>こうほししめい</small> 候補者氏名 
	開票管理 者決定
県委員会 決定	無効

選挙管理委員会
